

社会保障と福祉国家のゆくえ

後藤玲子（国立社会保障・人口問題研究所）

1. はじめに

社会保障は、競争市場制度を補完して個々人の便益を公的に保障する制度である。その目標は、個人の便益から遊離したところに想定される「社会的便益」ではなく、名前の付いた個々人の私的便益に向けられる。ただし、市場を補完するには2つの方法があり、社会保障には対応する2つの仕組みがある点に留意する必要があるだろう。1つは、市場の論理——人々が現に有する選好を所与とする需給関係によって、労働と分配との関係および財・サービス間の関係が同時に決定される——を拡張することによって不確実性などの問題に対処する方法であり¹、他の1つは、市場とは異なる論理で自然的偶然や社会的影響（市場それ自体のもたらす影響も含む）に対処する方法である。前者に対応する仕組みは、市場の働きを補強することをもってその機能が評価されるのに対し、後者に対応する仕組みは、市場の働きとは独立な規範的観点から——例えば、後者の代表である公的扶助制度では、すべての個々人に対して基本的な福祉（well-being）を保障するという観点から——その機能が評価されることになる²。

もちろん、いずれの方法においても分配される財の生産が必須であり、財の生産には個々人の労働が必須であり、分配される財の総生産量は、事実として個々人の労働に応じて変化する。その意味では、後者の仕組みであっても、労働と分配の関係が完全に切り離されることはないし、それを仲立ちとする個人間の相互性がまったく失われることもない³。両者の違いが顕著となるのは、それらに関係付ける仕方、すなわち分配方法においてである。後者の仕組みは、競争市場が実現するであろう労働と分配との関係や財・サービス間の関係をひとたび切り離し、個々人の多様な活動、あるいは存在そのものを評価する独自の基準を立て、より公正な分配方法を採用しようとする点に特徴がある。

本章の目的は、このような点に留意しながら、社会保障制度の性質を規範的に分析するとともに、そのあり方を展望することにある。主な分析視角は2つある。第1は、は

¹ 岩田氏の言葉を借りれば、「安定雇用に安定保障をくっつける」方法である。岩田・八田・後藤（2004）

² 現存する各種社会保障制度がそれぞれどのような規範的観点を内包するか、に関する詳細については、後藤（2004）参照のこと。

³ この点は、ベーシックインカム構想とワークフェア構想との相違を、労働との関係の有無に求める議論との関係で強調しておきたい。労働なしの分配はありえない。

たして、個々人を形式的・対称的に扱う公正性、あるいは異時点間における個人内分配を支える合理性は、異なる境遇（社会的ポジションやカテゴリー）にある個々人を等しく扱う公正性へと拡張されうるのだろうか。第2は、後者のような公正性を備えた分配方法をはたして誰がどのような論理で受容し、誰がどのような論理でその制定・改定に責任をもつのだろうか。第1は正義の問題に、第2は相互性（reciprocity）の問題に関連する。はたして社会保障を支える正義と相互性の観念とはいかなるものだろうか。

いうまでもなく、正義や相互性に関する規範的な研究としては、倫理学、政治哲学、法哲学などの諸分野において、その事実解明的な研究としては、社会学や経済人類学、社会心理学などの諸分野において数多くの優れた業績が存在する。だが、本章の特徴は経済学から議論を出発する点にある。その意図は、第一に、経済学にはもともと、ひとや社会に関する一定の前提からそれらと整合的な制度を構想するというモデルビルディングの手法、および社会状態を異なる利益や関心をもつ個々人の行為へと分解したうえで、再度それらの相互連関を分析するという方法的枠組みがあるからである。第二に、そのもとで経済学は正義と相互性に関する1つの視点を提出しているからである。例えば、正義に関しては、均衡において各人の便益・負担が釣り合っているという意味での衡平性（equity）や各人の多様な選好に照らして誰も他人の取り分を羨んでいないという無羨望（no-envy）概念を、また、相互性に関しては、当事者間の位置に関する対称性（symmetry）や便益の増減に関する単調性（monotonicity）を満たす相互便益（mutual advantage）概念を提出してきた。

これらの経済学の視点は、「公共」、「共同体」あるいは「家族」などの陰に隠れがちであった個人の貢献（家事・育児労働、保険料拠出や税負担）を明るみに出し、社会保障制度を透明化する動きにつながった⁴。また、制度への参加ははたして当事者自身の便益を増すものであるか、という契約主義的な観点から社会保障の仕組みを見直す契機ともなった。このように経済学によって透視され、構想された社会保障制度は、個々人の私的選好に基づく最適化行動と整合的であるという意味で、市場的な性格を色濃くもつことになる。ここでは、個々人の合理的選択に基づく自発的参加が見込まれるために、制度の受容可能性あるいは制度の制定・改定に関する責任といった2つ目の問題は浮上してこない。だが、上述したように、本来、社会保障には――公的扶助はもちろんのこと各種手当と呼ばれるもの、さらには年金・医療・介護などの社会保険の中にも――市場を越える機能があり、それを支える独自の正義と相互性の観念が存在したはずだ。

このような関心から、以下では経済学的視点の到達地点を確認したうえで、視点の拡充に努めたい。視点の拡充にあたって参照されるのは、リベラリズムとコミュニタリアニズムという2つの規範理論である。リベラリズムとコミュニタリアニズムは、しばしば、正と善との優位性をめぐって対立的に捉えられがちである。だが、社会保障の文脈

⁴ 個々人の選好とリスク発生率の相違、あるいは家事や育児の市場価値に配慮した社会保険の設計（保険料と保険金期待値との釣り合い）など。

においては、両者は相補的に位置づけられる。リベラリズムは、個人の視点に立った正義の観念（個人別衡平性、選択の自由の平等な保障など個々人に対する対称的な扱い）を経済学と共有しながらも、同時に、経済学を越える正義の観念（異なる境遇にある個々人に対する「等しい尊重と配慮」（ドゥオーキン））とそれを支える相互性の観念をもつ。他方、コミュニタリアニズムは、共同体という個人間の関係性に依拠しながら、メンバー個々人の貢献や必要に関する独自の——市場的需給関係とは異なる文脈依存的な——評価軸を形成する契機をもつ。これら2つの視点が合わせ鏡とされるなら、ルールと権利概念を基調とするリベラリズムのフレームに具体的な価値を投入することができるだろう。

本章の構成は次の通りである。続く2つの節では、ロナルド・ドゥオーキンの仮設的保険理論を素材として、正義に関する経済学の視点とリベラリズムの視点の重なりとずれが確認される。続く4、5節では、相互性に関するコミュニタリアニズムとリベラリズムの視点の異同が確認される。これらの分析を受けて6節では、市場とは異なる論理と働きを備えた社会保障制度が、よりグローバルかつローカルな性質をもつものとして構想される。

2. リスクの前で対称的な位置にある個々人への「等しい尊重と配慮」

ロールズの正義観念の基底には「等しい尊重と配慮（equal respect and equal concern）」の理念が存在すると指摘したドゥオーキンは、「厚生（equality of welfare）」に代えて「資源の平等（equality of resource）」を主張したことも知られる。彼のいう「資源」とは、個人間で移転可能な外的資源と移転不可能な内的資源（才能：talent）との組合せを指す。彼の主張は、個々人の選好や選択の相違がもたらす結果的な格差は社会的に尊重する一方で、個々人の活動を規定する客観的な条件の格差に関しては平等化を図ることにあつた。それは、彼が最も基本的な政治価値とする「等しい尊重と配慮」への権利を実現する1つの方法であると解釈される。

他方でドゥオーキンは、「資源の平等」の具体化にあたって、才能と資源の組合せそれ自体に関する個人の選好を等しく尊重するモデルを提出した。それが「仮設的保険市場」と呼ばれる構想である⁵。すなわち、いま、初期資源を平等にもち、誰がどのような才能をもつことになるかは不確実である個々人が、才能のリスクに関する保険契約を結ぶとしよう。ただし、才能と資源の組合せに関する個々人の選好は明らかである——例えば才能が低い場合に備えてより多くの外的資源を用意しておきたい——とする。このとき、ドゥオーキンによれば、公正な保険とは、各人の才能が実際に判明した後に、誰も他者を羨望しないような才能と外的資源の組み合わせを実現するものをいう。

ドゥオーキンの仮設的保険市場の構想は経済学者たちの関心を惹いた。例えば、数理

⁵ Dworkin, 1981.

経済学者であるジョン・ローマーは、期待効用最大化理論を適用するならば、ドゥオーキンの仮想的保険においても、より才能のあるときはより多くの資源を割り当て、より才能の少ないときにはより少ない資源を割り当てるという保険プランが、まさに不確実性下における個人の合理的選択として実現しうると切り込んだ。この議論はドゥオーキンの中に潜む両義性——資源の平等化と個人の選択の尊重——を浮き彫りにするのみならず、社会保険が本質的に孕む両義性を浮き彫りにする議論として注目される。以下では簡単なモデルのもとでこの点を明らかにしよう。

いま個人が生涯に利用可能な外的資源の総量を1とする。外的資源を生産物に変換する個人の能力には、基数的に比較可能な2つのタイプ（4と1）があり、ある個人は、現在4のタイプであるが将来は1になることが確実に予想されるとしよう。このとき、彼は、生涯に利用可能な資源を現在と将来にどのように割り振ろうとするだろうか。単純化のために、資源を生産物に変換する生産関数は、能力に比例してより多くの生産物を産み出すようなかたち、例えば $f(a,z)=az$ で表されるとする⁶。もし、生涯の生産量の総和を最大化することを目標として行動するとしたら、彼は次のような最大化問題を解くことになるだろう。

$$\begin{aligned} \text{Max } & 4 \cdot x + 1 \cdot y && \text{①} \\ \text{s.t. } & x + y = 1 \end{aligned}$$

ただし、 x は現在投入する資源量、 y は将来投入する資源量である。この式の解は、 $x=1$ である。つまり、能力が4である現在に資源をすべて投入し、能力が1となる将来には資源を何も投入しないような分配計画が生涯の生産量の総和を最大化する方法として選択される。

次に、ストーリーを若干改変して、ある個人が同じ確率でいずれかのタイプの能力になるとしよう。このとき個人は2つの確率付事象（確率 1/2 で実現する2つの能力）に対して外的資源1をどのように配分しようとするだろうか。単純化のために、資源を効用に変換する効用関数は、能力に比例してより多くの効用を資源から引き出すようなかたち、例えば $u(a,x)=ax$ で表されるものとする⁷。もし、個人が期待効用最大化行動をとるとすれば、彼は次のような最大化問題を解くことになる。

$$\begin{aligned} \text{Max } & 1/2(u(4,x)+u(1,y)) && \text{②} \\ \text{s.t. } & x + y = 1 \end{aligned}$$

⁶ ここには、資源を効用に変換するひとの能力が比較可能であり、より大きい能力はより高い変換率を、より小さい内的資源はより低い変換率をもつという暗黙の仮定が存在する。

⁷ この式は、例えばアルコールを享受する能力の高い人は同一量のビールからより多くの快を引き出せることを意味している。

②式の構造は①と同じであるから、解は $x=1$ である。つまり、もし能力が4になるとしたら外的資源をすべて投入し、能力が1になるとしたら外的資源を何も投入しないという行動が個人の期待効用を最大化する分配方法として選択されることになる⁸。

最後に、このストーリーを2人の個人に拡大しよう。いま障害をもつ等しい確率⁹と等しい外的資源1をもち、能力と外的資源に関して同一の効用関数 ($u(a,x)=a*x$) をもつ2人の個人が、保険契約を結ぶものとする。すなわち、互いの外的資源を事前にプールしたうえで、各人の期待効用を最大化するように、資源を再分配するものとする。このとき各人が解く最大化問題は②と同一の形をとり、その解は $x=1$ となる。したがって、運良く能力が4になった個人は資源をすべて取得できるが、運悪く能力が1となった個人は資源を何も取得しないという保険契約が、双方にとって合理的な契約として合意されることになる¹⁰。ここでは確率的な期待効用値に基づく衡平性が個人別に満たされている。しかも、得られる期待効用値は②の場合よりも高いので、この保険契約への参加は、2人の個人の相互便益を高めることになる。だが、このような結論は、ドゥオーキンが最も基本的な政治原理とする「等しい尊重と配慮」の観念と、はたして、適合的なのだろうか。

3. 異なる境遇にある個々人への「等しい尊重と配慮」

異時点間で資源を変換する能力が不変であれば、個人の合理的行動は異時点間に等しい資源を割り振るように命ずるだろうというのは、経済学でよく知られた命題である。上記の例は、その命題の拡張であり、資源を変換する能力が低下するリスクがあるとしたら、個人の合理的行動は、より高い能力に対してより多くの資源を、より少ない能力に対してより少ない資源を割り振る可能性のあることを示している。それは例えば、不慮の災害によって能力が縮減するリスクがあるときに、能力が縮減したら外的資源も減らして活動自体を縮小し、能力が回復したら外的資源も増やして活動を大きく展開するという生き方、それによって異時点間での、あるいは不確実性下での自己の期待しうるトータルな満足を大きくしようという生き方として解釈される。これは個人の生き方に

⁸ 等しい確率でどちらかのタイプの能力が実現するかとしたら、個々人の期待効用関数は、各々を同確率でウエイト付けした効用関数の和として表されることになる。ここで、期待効用関数の最大化条件は各効用関数の限界効用を均等化することであるから、より高い能力を係数とする効用関数により多くの資源を割り当て、より低い能力をパラメーターとする効用関数により少ない資源を割り当てる配分方法が導出される。

⁹ 通常、個々人のリスクの発生率が異なるために、ある集団において個人間で「等しい確率」が導出されるためには、「大数の法則」が成り立つ程の多人数が必要とされるが、ここでは単純化のために、それが成り立っていることを仮定する。社会保険に関するテキストとしては例えば、近藤文二（1963）参照のこと。

¹⁰ このような結論は、期待効用関数のベースとなる効用関数、つまり能力と資源の上で定義される効用関数が、資源と能力の増加に対して、連続かつ非増加的な性質を持つ限り、極度に危険回避的なものであったとしても一般的に成立する。

関する合理的・慎慮的選択としては否定されるべきものではなく、むしろ近年、ドゥオーキンが個人の善き生として推奨する〈チャレンジ〉観念とはより適合的である¹¹。

だが、ここには考察すべき別の問題がある。それは、異時点間のあるいは不確実性下での個人内分配原理を、互いに別個の存在であるはずの個人間分配原理へとアナロジカルに直結することができるかという問題である。異なる境遇にある個々人に向かう「等しい配慮と尊重」は、リスクの前で対称的な位置にある個々人に向かう「等しい尊重と配慮」から直ちに導かれる保証はないからだ。

上述の分配方法が、リスクの前で対称的な位置にある個々人を等しく配慮する公正な分配方法の1つであることは間違いない¹²。だが、それは、「現にリスクが発生した個人」と「現にリスクが発生しなかった個人」という異なる境遇にある個々人を等しく配慮する方法ではないことは明白である。もちろん、個人内分配に関する合理的・慎慮的選択は、上述の分配方法とは異なる方法を指示する可能性もある。例えば、期待効用原理に替えて、最小便益の最大化を図るマキシミン戦略がとられるとしたら、リスクが発生した場合（上述の例では能力が1である場合）により多くの資源を分配することになり、そのアナロジーに基づく個人間分配は、「現にリスクが発生した個人」により多くの資源をもたらすことになる。このような結果は、最も不遇な人々に焦点を当てるロールズの格差原理、あるいは障害のある個人により多くの分配を命ずるセンの弱衡平性原理¹³の要請とも一致する。だが、異時点間あるいは不確実性下における個人内分配は本人の生き方に関する問題であるとしたら、はたしていずれの原理を採用するかという、本人のとるべき戦略に関してあらかじめ個人に強制することはできないだろう。

ドゥオーキンが仮設的保険市場を構想した理由もまた、リスクの前で対称的な個々人に向かう「等しい尊重と配慮」は、個々人の選択の自由を等しく保障することに他ならないと考えたからである¹⁴。しかも彼は、個々人による選択の自由の行使は、かならずしも「資源の平等」と矛盾する結果をもたらすものではないという見通しをもっていた。「資源の平等にコミットする共同体は、自己にとっての最善の人生を自分で決定するこ

¹¹ Dworkin, 2000, p.253f. 長谷川, 2000, p.158f 参照。また保険に関するドゥオーキンの次の言葉を参照のこと。「保険は、それが利用可能である限り、対処不能な運と対処可能な運との間に緊密な関係性を構築する。なぜならば、カストロフィー対策保険を購入するか、しないかは計算されたギャンブルに他ならないからである。」(1981b, p.293)

¹² 個人別衡平性が成り立ち、相互便益が成立している。しかも、個々人の初期資源は平等であり、リスクの発生率が等しいうえに、「リスクが発生した場合には資源を分配せず、リスクが発生しなかった場合にはすべての資源を分配する」という共通の選好のもとで、結果に対して互いに無羨望であると仮定されているので。

¹³ 次のように定義される。「所得のどの水準に対しても個人*i*の効用は個人*j*の効用を下回るものとせよ。そのとき、所与の総所得を個人*i*と*j*を含む*n*人の個人の間で分配する際には、最適な所得分配は個人*j*に対するよりも個人*i*に対してより多くの所得を与えなければならない」(Sen, 1997)。

¹⁴ ここにはドゥオーキン自身の私的選好は〈チャレンジ〉であったとしても、という注がつく。このように個人の生き方に関してとも言及しようとするドゥオーキンの姿勢は、ロールズによって、包括的善の理論を提示しようとしたと評されることになる。

とを可能とする点において、個人責任に関する適切な原理の遂行を尊重するものといえる。ただし、「そのような共同体は、自己の生に責任をもてという要請をすべての個人に対して為すことが公正となりうるような環境を提供するためには、時に、政府の介入も必要であることを認める」(Dworkin, *Civil Virtue*, 2000, 319)。

ドゥオーキンの場合、選択の自由と資源の平等を結ぶ鍵は、リベラルな共同体の観念¹⁵とそれをもとに形成される個々人の倫理的判断——「適切な諸条件のもとで彼らがもつてであろう判断」(同上)——に求められた。そこでは、個人間のリスク発生率の相違や私的選好の多様性を越えて、リスクを前にしたメンバー間の対称性が倫理的観点から注視されることになる。すなわち、“自分たち”の中の誰にリスクが発生するかはわからないものの、誰かに発生することが不可避であるとしたら、運よくリスクの発生を逃れた個人は、自分自身の僥倖に感謝しながら、あるいは、他の人にすまないという気持ちを抱えながら、資源の提供に喜んで賛同するだろう、と。障害というリスクに関しても同様である。ある障害の発生率が社会の中で同定されたとしたら、たまたま障害をもたない個人は、障害をもった個人への資源移転に快く賛同するだろう、と。このようなドゥオーキンの論理構成は、現代の福祉国家における社会保険の1つの側面——市場とは異なる論理に基づく機能——を的確に描写する。

だが昨今のように、科学技術の発達等によって個々人のリスク発生率の相違が客観的に識別されるとしたら、リスクを前にした個人間の対称性という仮定が事実的として成立しがたくなるだろう。また、それぞれの社会においてメンバーシップの観念が薄れていくとしたら、そのような仮定を維持することが規範的にも困難となるだろう。その場合には、個人内分配と個人間分配との論理的なギャップは否定しがたいものとなり、私的選好に基づく個々人の選択は、個人間分配の論理を内包した社会保険からの自発的な退出を意味することになるかもしれない。はたして、このような状況において、異なる境遇にある個々人に対する「等しい尊重と配慮」を実現することができるのだろうか。それを可能とする個人間分配の仕組みは、人々によって受容されうるのだろうか。次節からは、相互性の概念を手掛かりとしながら、このような仕組みを受容する論理を検討しよう。

4. 相互性の諸観念

福祉においては、「相互性」(reciprocity)の観念がしばしば言及される。それは、私的契約(private contract)や交渉(bargaining)場面において問題とされる「相互便益」(mutual advantage)の観念とは似て非なる概念である。「相互便益」の観念は、どの

¹⁵ リベラルな共同体の観念とは、長谷川によれば、「個々人の独自の価値や利益を最大限に保障するという共通枠組みを課すもの」である(長谷川, 1993, p.100)点において、後述するコミュニタリアニズムの依拠する共同体概念とは区別される。

個人の便益も契約以前に比べて増加していることを要求する。したがって、相互便益を満たす契約に入ることは、当事者たちの経済的合理性に適うことになる。それに対して、福祉において言及される「相互性」は、たとえ誰かの便益が減少するとしても成立するような個人間関係性（例えば、すべての個人の基本的福祉を保障するために実行される資源の個人間移転）、あるいは、そのような関係性を支える観念として理解されている。本節では後者のかならずしも相互便益をもたらさない相互性の観念について検討していきたい。

ところで、このような相互性の観念にも、他者との直接的な関係性に依拠するものとしてルールを媒介とするものがある。両者を区別することから議論をはじめよう。前者は、自分が他者に対して行うことと引き換えに（あるいは、在ることと引き換えに）、他者も自分に対して行う（あるいは、同様のありようを示す）という双方向性の成立、あるいは、それへの期待を要件とする。例えば、自分も貴方に干渉しないし、貴方も自分に干渉しない、あるいは、貴方が困ったときは自分が資源を提供するし、自分が困ったときは貴方が資源を提供する、など。その特徴は、たとえこのような双方向性が結果的に純便益（相手から得られる便益と自分が持ち出す負担との差）をもたらさないとしても、双方向性という関係性それ自体の価値が優先されて、相互性が自発的に形成される点にある。

それに対して、後者は、直接的な関係性を介さずに、自分が行うように（あるいは、在るように）他者もまた行う（在る）という対称性のみを要件とする。例えば、「他者に干渉しない」、あるいは「余裕のあるときは資源を提供する」という行為を、自分も採用するが他者も採用する、など。行為の対称性が実際に成立するためには、自他の行為に関する一定の理解が必要であり、通常、それは慣習や信頼などによって支えられるが、それらを明示化するものがルール（法、規範、実践）であると考えられる¹⁶。例えば、「（誰であれ）他者に対して干渉しない」というルール、あるいは、「（誰であれ）余裕のあるときは資源を提供し、困窮したときは資源が提供される」というルールが人々によって受容されるとしたら、ルールを介して人々の間に行為の対称性が保証され、行為の対称性を通じて、相互性が形成されることになる。

両者の違いを鮮明にするために、資源の個人間移転を例にとろう。例えば、「余った資源を提供する」と「足りない資源を受給する」は、いずれも一方向的な行為であるから、提供者と受給者の間に直接的な関係性に基づく相互性は成立し難い。もちろんここで、両者の間に立場の互換性が想定できるとしたら、行為の双方向性が仮想的に成立する余地がある。だが、現実には各人の社会的・経済的立場は固定され、長期にわたって

¹⁶ ジョン・ロールズによればルールは2つの概念に区別される。1つは「要約的観念」、すなわち、個々人の多様な行為の集成としてのルールであり、他の1つは「実践的観念」、すなわち、個々の行為に先立って定められ、出現可能な行為の範囲を規定するものとしてのルールである。ここでは、前者の意味でのルールを考慮しつつ、人々が認知し、制度化しようとするルール、すなわち後者の意味での「ルール」に着目する。（Rawls, 1955, p. 37, 引用ページは1999より）

資源を受給し続ける個人がいる一方で、世代を越えて資源を提供し続ける個人——例えば、競争市場制度において高い賃金を稼得し富を蓄積している個人——がいる。そのような個人に対して、想像上の立場の互換性を期待することは一般的には困難だろう。

ところが、持続的な関係性が期待できる場合には、例えば、家族、友人、同僚、地域共同体であれば、資源を提供した個人は、相手もまた自分に資源を提供するという同種の行為ではなく、「愛情を深める」、「信頼を抱く」などの異種の行為を、資源の提供に対応する行為として期待するかもしれない。あるいは、同時点の行為によってではなく、異時点での行為（例えば、子どもの扶養と親の扶養）を、対応する行為として期待するかもしれない。ここには広義の双方向性が成り立つ余地がある。さらにまた、いっさいの双方向性を超越した感情、たとえば共感・憐憫・反感・怖れといった感情に基づいて、一方向的あるいは非対称的な行為が自発的に選択される可能性もある。

両者の区別は、相互性に関するリベラリズムとコミュニタリアニズムの異同を浮き彫りにする。両者はいずれも経済学的な意味での相互便益には与しない。ただし、両者には次のような違いがある。コミュニタリアニズムが強調する相互性とは、まさしく〈共同性〉という直接的かつ持続的な関係性に依拠するものである。したがって、はたしてどのくらいの範囲で相互性が成立するかは、個人間の関係性そのものの広がりと確かさに依存して自ずと決められることになる。また、相互性の中身は、異なる種類の行為による見返り、あるいは異なる時点の行為による見返りなどを含む広義の双方向性、あるいは共感・憐憫・反感・怖れなどの感情を基調とした非対称的行為に求められる。

それに対して、リベラリズムが主張する相互性は、ルールによって媒介される相互性に他ならない。ルールは個々人の行為を等しく制約することによって個人間の行為の対称性を保証するから、ルールが受容され、適用される範囲に応じて相互性の範囲も広がることになる。ロールズのいう「無知のヴェール (veil of ignorance)」¹⁷とは、まさに当事者間の直接的な関係性に依存して相互性が成立すること（あるいは不成立に終わること）を回避するための装置であった。ルールが直接的な関係性に依存して形成されるとしたら、ルールを媒介とする相互性の範囲もまた、直接的な関係性の範囲に還元されてしまうからである。正義の基本原理の制定にあたって、個々人は、自分自身との関係も含めて、いかなる個人との間のいかなる種類の直接的な関係性からも離れて、正義原理の妥当性を吟味することが要請される。そして、個人間の行為を等しく制約するルール（正義原理）が受容され、適用されることを通して、個人間の行為の相互性が実現されることになる。

5. ルールの制定・受容に関する相互性

ここで興味深い問題は、個人間の行為の対称性を保証する（けれども、かならずしも

¹⁷ Rawls, 1971, p12 他

相互便益をもたらさない) ルールの制定あるいは受容に関する相互性——手続き的な相互性——の問題である¹⁸。先述したように、相互便益を保証しない仕組みに関しては、個々人が自発的に制定・受容するという想定は成り立たない。それでは、まったく義務論的に、個々人は無条件的にルールの制定に参加し、ルールを受容すると説明するしかないのだろうか。

ここで注目されるのは、ロールズの次のような言説である。「彼らは協同の公正な条件としての原理や基準を提案しようとするだろう、他の人々も同様に行為するという保証がある限り」¹⁹と。ここには「他の人々の同様に行為するという保証があれば」という条件説が付されている。だが、そのような保証は、はたしてどこから生まれるのだろうか。他の人々も同様にルールを制定し受容するという、行為の対称性への信頼は何によって支えられるのだろうか。これまでの議論からすれば、ルールを制定する場面に先だってルールの制定行為・受容行為を規定するルールが存在するか、あるいはルールの制定に従事する個々人の間にあらかじめ直接的な関係性が存在していなければならないことになる。

ここでロールズが依拠するのは「自由で平等な人々の社会的協同 (social cooperation) の公正なシステムとしての社会」という観念である。社会の構成メンバーは社会的協同の実現を目的としてルールの制定に参加し、社会的協同を可能とするようなルールに賛同するだろう、という。ただし、ロールズがここでいう社会的協同とは、例えばコミュニタリアニズムが徳あるいは共同善としてその価値を強調するような道徳的概念ではない²⁰。彼のいう「社会」とは、一定の政治的諸観念 (political ideas) をもとに、既存の集団の論理と境界を越えてひとが尊重される単位であり、その構成メンバーがルールの制定・改定ならびにその遂行に責任をもちうるような単位を意味する。社会的協同とは、このような「社会」概念に導かれながら政治的正義の諸観念を組織化する、それ自体1つの政治的観念に他ならない²¹。人々は、実体として存在する社会的協同ではなく、(いまだその中身は十分に特定化されていないとしても) 社会的協同という観念に導かれながら、ルールを制定し受容しようとすると考えられている。

このように相互性ならびに社会的協同の観念を個人間の直接的関係性としてではなく、ルール(より広くは政治的諸観念)を媒介とする観念として理解することには理論

¹⁸ 熟議的民主主義を主張する人々によって重視される相互性もまた、承認における相互性である。Guttmann-Thompson 参照

¹⁹ 例えば、Rawls, 1993, p.49 参照。同様に、「ある政治的権力が適切であるのは、相互性 (reciprocity) の基準が満たされるとき、すなわち、政治的行動を正当化するために提供する諸理由が、人々によって理性的に受容されると真摯に信ずることができるのみである」(Rawls, 1996, x l vi) 参照のこと。

²⁰ 小林正弥(2004)参照のこと。

²¹ Rawls, 1993, p.9 参照のこと。また、次の記述も参照される。「協同性は公共的に了解されたルールと手続き、すなわち行為者たちが、自分らの行為を適切に規制するものとして認知し受容したルールと手続きによって導かれる」(Rawls, 1993, p.16)。さらに、ロールズの社会概念に関する詳細は、セン=後藤(近刊)参照のこと。

的な有効性がある。資源の移転などもとも一方向的な性質をもつ行為が、共感・憐憫、あるいは反感・怖れをベースに非対称的に実現するのではなく、また、想像上の立場の互換や広義の行為の双方向性を通じて対称的な行為へ変換されるのでもなく、ルールを媒介として対称性を獲得していくとしたら、成立する相互性に確かさと広がり期待されるからである。ただし、上述したように、成立する相互性の広範性はまさにルールの受容および適用範囲に依存して、また、その内容はルールを支える政治的諸観念の内容に依存して決められる。はたして、いかなる内容の政治的諸観念がどの範囲の人々に了解されているのか、はたして、その視野は直接的な関係性（あるいはそれを拡張する試み）を超えるものであるのかについては、議論はオープンにされている。

例えば基本的福祉の保障の内容と方法に関する一定の政治的諸観念が国境を越えて人々に広く了解されていくとしたら、複数の国家にまたがる多様な集団間（目的別・機能別）で資源を移転するルールが制定され受容されるだろう。それは、国民という直接的な関係性を越える一方で、世界市民と呼ばれる直接的な関係性に帰着するものでもない。ルールの適用と受容の広がりに応じて、また、それを支える政治的諸観念の内容に応じて、いかなる特定の集合体の壁をも越えた、より広範囲の個人——将来世代も含めて——の間に行為の対称性を保証することになる。ただし、ひとたび直接的な関係性に基づく相互性とルールを介して成立する相互性とを区別したうえで、再度、両者の重なりを捉えることには意味がある。実践的には、個人間の直接的な関係性を広げる努力を通じて、ルールを支える政治的諸観念が広く了解されていく、あるいは、ルールを支える政治的諸観念の了解を通じて、直接的な関係性がより深められていく可能性があるからだ。はたしていずれが他をリードしながら社会的協同を実現していくことになるかは、理論的というよりも、実践的に解明すべき問題として残されるだろう。

以上、相互便益とは独立に、相互性の観念を支える論理——形式的な論理と手続き的な論理——が明らかにされた。ここでの結論は、たとえ直接的な関係性をもたない個人間の一方向的な資源移転であっても相互性を満たす可能性は十分にある点である。この点を確認したうえで、次節では、再度、視点を相互性の内容的な意味に戻したい。相互に直接的関係性をもたない個人間の一方向的な資源移転は、本当に相互便益をもたらさないのだろうか。

相互便益とはそもそも一定の価値軸に基づく評価に他ならない。もし、価値軸自体が変わるとしたら、相互便益の評価も変わりはないだろうか。例えば、ロールズが「格差原理」の性質を説明する記述の中で「それ（格差原理）は相互便益の原理に他ならない」²²と述べた箇所がある。ただし、その意味は、経済学的なものとは異なり、「協同に従事する人々、すなわち諸ルールや諸手続きが要求する役割を果しているすべての個人は、適切なベンチ・マークとの比較において適正に益される」²³ことにある。ここで

²² Rawls, p.102.

²³ Rawls, 1993, p.16.

いう「適切なベンチ・マーク」とは仮想的な完全平等分配を指す。したがって、彼のいう「相互便益」は、市場的分配を参照点とした際の当事者自身の便益の増加を意味するものではないことは明らかである。さらにロールズは、格差原理の中に、「自然的資産や社会的開始点のもたらす恵みの見返りとして提供する、あるいは提供される」²⁴という意味での相互性、すなわち個人間の関係性ではなく、自然的・社会的偶然と人間との関係性に基づく相互性を見出している。これらは上述した形式的・手続き的な相互性観念を補うものとして興味深い。

さて、次節では、これまでの議論を踏まえて、市場とは異なる論理と働きをもった社会保障制度を構想しよう。ポイントは、コミュニタリアニズムとリベラリズムの議論を引き続き参照しながら、1つに、目的とメンバーシップを緩やかに共有する媒介集団が独自に形成する多様な評価の仕組みに着目することであり、他の1つは、より普遍的な権利概念に基づいて形成されるひととしての価値に着目することである。

6. 個人の統一的な価値を捉える評価の仕組み

個々人は多様な目的をもって多様な活動をなしている。いま、個々人による無数の活動の総体をメカニズムと呼ぼう。このとき、1人の個人の存在にとってメカニズムの存在は不可欠であることは間違いないとしても、メカニズムの存立にとって1人の個人の存在が不可欠だと言えるだろうか。もし、ここでいうメカニズムが個人の関係性を完全に断ち切り、メカニズムで活動するという行為の対称性のみ注目するとしたら、そして、そこでは匿名性(anonymity)と非個人性(non-personal)が保証されるとしたら、おそらく答えは否だろう。なぜなら、いかなる個人も特有の名前と意味をもちえず、相互に通約可能・代替可能な指標に還元されるとしたら、1人の個人の欠損はメカニズムの崩壊にただちにつながるものではないからだ。メカニズムにとって問題とされるのは、ただ、メカニズムそれ自体の機能を維持するに十分な数の個人が参加することのみだろう。

競争市場メカニズムは形式的な対称性をもち、匿名性・非個人性を本質とするメカニズムの典型である。そこでは、あらゆる種類の財が人々の集合的な需給の均衡に基づいて評価される。個々人の活動もまた例外ではない²⁵。個々人の異なる質の活動は相互に比較可能な一元的な指標——価格(賃金)——に還元され評価される。そこでは、いか

²⁴ Rawls, p.103.

²⁵ 本節で問題とする「活動」は、ハンナ・アーレントのいう3つの活動力、すなわち、労働(labor)、仕事(work)、活動(action)を含んだ活動力(activities)の概念に近い。ちなみにアーレントは活動(action)を次のように定義している。「活動とは、物あるいは事柄の介入なしに直接人と人との間で行なわれる唯一の活動力であり、多数性という人間の条件・・・に対応している」(1994, アーレント, p.020)。労働と福祉の関係を政治的観点から問い直す文献としては、例えば新川敏光(2004)、宮本太郎(2004)参照のこと。

なる代替性をも凌駕する特権的な個人の存在が否定される代わりに、1人ひとりの価値を、その限界的な貢献に対する需給の論理を超えて、質的に区別する途も閉ざされる。

それに対して、個人間の直接的な関係性に依拠する共同性の概念は、競争市場のもつ形式的な対称性、匿名性、非人称性を退けながら、一人ひとりの価値を取り戻そうとする。例えば、カップル、友人、家族などの関係性は、1人ひとりの個人の存在を要件として成立する。そこでは、個々人は互いの関係性において特有の意味をもち、1人の個人の欠損は、関係性それ自体の崩壊につながるだろう。同様に、共同体や組織においては、個人の活動は集団それ自体に実体的な価値をもたらすので、集団の価値基準と整合的な評価軸——集団への貢献・功績を図る独自の指標——をもとに、内在的に評価されることになる。そこでの各人の活動は、集団の目的との関係で独自の意味を獲得するから、たとえ同種の活動であったとしても、集団を越えて相互に代替されるものではない。

さらに、共同体に特有なメンバーシップの概念は、一定の集団の構成員であることそれ自体に価値を付与する。それは、個々人の異なる質の活動に関して集団独自の評価軸を設定することを正当化するとともに、個々人の活動評価の相違を越えて、ひと自身の価値を、まさに集団の構成メンバーとして等しく尊重する包括的な概念である。例えばコミュニタリアニズムの主導者の一人として知られるマイケル・ウオルツァーは、メンバーシップの概念を基に、構成メンバーが共通に必要なものを、必要に応じて相互に提供し合うことを正義とみなした。また、余裕のある人が必要のある人に資源を提供することは、個々人が共同体のメンバーシップの獲得との引き換えに受容すべき義務であると説明する。

このようなコミュニタリアニズムの構想は、ひと自身の価値やその活動に対する新たな評価軸を立てることによって、市場的評価を前提とする正義や相互便益の概念を大きく広げることになった。ただしそこには、次のような問題点がある。共同体はその内的な絆を強めれば強めるほど、排除の論理を招きやすい。共同体の境界の外に在るもの、あるいは共同体の境界の内にありながら異質なものと“自分たち”を区別する基準が明確化されるからである。例えば、道徳や宗教、文化、慣習など既存の支配的価値を背景として、一定の勤労倫理、卓越倫理、忠誠倫理などが強調されるとしよう。その場合にはそれらに同調しないことが、メンバーシップをはじめとするいっさいの価値——経済的報酬を含む——を失うことに直結してしまう²⁶。さらにまた、そもそもメンバーシップの観念は他のグループとの区別を意味的に内包するものであるとしたら、境界をつくり、誰かを排除することが、共同体の概念から論理必然的に帰結されることになる²⁷。

²⁶ 例えば、マイケル・ウオルツァーのいう複合的正義の概念は、本来、比較不可能であり、交換してはならないはずの諸価値が、単一の支配的な尺度によって比較評価されること、また、本来、異なる基準に基づいて配分されるべき諸価値が、単一の支配的な基準に基づいて配分されることを批判するものだった。今田高俊(2004)におけるウオルツァーの紹介は、彼の「正義」概念の真髄を抽出するものとして注目される。

²⁷ 「一つの文化、歴史、成員資格を共有し、そして共有し続けることを心に決めている個人は

はたして、形式的な対称性、匿名性、非人称性をもつ競争市場メカニズムのもとでは十分な報酬を得られないうえに、いずれの共同体からも排除されがちな個人の活動を評価し直し、その必要に等しく配慮するためには、どのような論理を構成したらよいのだろうか。

ロールズやドゥオーキン²⁸、センなどのリベラリズムが核とする権利の観念は、このような文脈で新たな意味を帯びてくる。権利の概念は、所属する共同体や組織の相違、存在する時間と位置の相違を越えてあらゆる個人——いまだ存在しない個人、いまだ特定の共同体や組織に対する貢献・功績が明らかではない個人も含めて——の間の同格性を保証する。それは、競争市場メカニズムがもつ形式的な対称性を尊重しながら、同時に、個人を他とは通約不能・取替え不能な存在として内容的に擁護する。しかも、権利の概念は、各々の共同体が依拠する直接的な関係性や特定の目的・評価基準——貢献・功績——から独立に、また、特定のメンバーシップからも独立に、すべての個人を等しく尊重することを可能とする。権利が付与されるための条件はただ1つ、同様に、他者の権利を尊重すること、換言すれば、自分自身を含めてあらゆる個人を異なる目的主体として等しく尊重することである²⁹。競争市場メカニズムの論理に対抗して、リベラリズムが求めるものは、すべての個人に適用可能な抽象的な権利概念（例えば、福祉的自由への等しい権利）を確立した上で、あらゆる個人の活動と必要に配慮し、それらを尊重する仕組み、すなわち、あらゆる個人の異なる質の活動を内在的に評価し、それに見合う経済的・社会的報酬を提供するとともに、あらゆる個人の基本的福祉を保障するために必要な資源を、必要に応じて提供し合う仕組みへのアクセスをすべての個人に保証することである。

確かに、コミュニタリアニズムが指摘するように、個人の異なる質の活動を内在的に評価するためには、個人間の直接的な関係性や協働性を反映した評価基準——貢献・功績——が有用である。さらに、個々人に基本的福祉を保障するためには、文化や環境の相違を加味した福祉指標の作成が望まれる。その意味では、共同性をもった地域共同体や組織などの媒介集団を福祉保障の基礎単位とすることには理があるだろう。そのうえで、リベラリズムの視点は、それらの集団を包含し、各々の仕切りを緩めるような上位システムを構想する³⁰。それは、福祉と活動評価に関する各集団の自律性を尊重しつつ

何を選択するのであろうか」(Walzer, 1983, 訳 p.22)。メンバーシップは「全体としての人類から自らを区別し、特定の共同体の中で諸力を結合させる」(Walzer, 1983, 訳 p.44)

²⁸ 4節で述べたように、ドゥオーキンには共同体を梃子にして倫理や善き生を語る側面がある。それと権利の観念とはどのような関係にあるかは興味深い論点である。

²⁹ 例えばリオタールの次の言葉が参照される。「権利の本質はそれにふさわしい価値をもつことによって初めて権利が生まれるという点にある。・・・人間の言語は実質的に対話の約束（可能性）を含むように構成されている。しかしもし人間がこの約束の担い手たる他者の姿の真の意味を明らかにし、尊重するつもりならば、自身のなかに存在する他者の姿を認めようとしないう性質、つまり自身の動物的本性を乗り越えなければならない」(Lyotard, 1993)。

³⁰ 近年、アマルティア・センは、緩やかな境界をもった集合の集まり、あるいはそもそも集合

も、集団間で必要に応じた資源移転（分配）を実行することのできる財政システムを備えている。また、すべての個人を受容し、すべての個人に同一の基準を等しく適用するという一般原則を立てるとともに、移動の自由（職業や所属、集団間の移動も含めた）、精神・良心・表現の自由などの市民的・政治的自由を個々人に保障する法・規範システムを備えている。さらに、道徳・宗教・哲学の多様性を認め、意思決定への実質的参加を図る政治システムを備えている。このような上位システムのもとで個々人は、緩やかに重なり合ったメンバーシップをもちながら媒介集団の間を行き来し、それぞれの集団が独自に掲げる評価基準に従いながら、活動の機会と基本的福祉を普遍的に保障されることになる。

以上が、コミュニタリアニズムとリベラリズムの視点から描かれる社会保障制度の構想である。最後に1点注記したい。ここでいう上位システムとは本質的に国家の壁を越えて機能しうるシステムである。また、ここでいう媒介集団には国境を越えて活動する組織やグループが含まれる。したがって、後者を緩やかに包含する前者のシステムは、ローカルかつグローバルな性質をもつことになる。

7. 結びに代えて

本章の目的は、正義と相互性という2つの観点から、社会保障を規範的に分析したうえで、そのあり方を展望することにあつた。分析から得られた主要な結論は2点ある。第一は、異なる境遇にある個々人に対する「等しい尊重と配慮」を可能とする正義の観念、およびそれを支える相互性の観念は、市場の論理——個人別衡平性や相互便益——とは本質的に異なるものとして定式化されるという点である。第二は、共同性あるいは権利の観念を手掛かりとするとき、個々人の多様な活動やひとそのものの価値に関して、市場とは異なる評価軸を形成することが可能となるという点である。これらの結論をもとに、本論の末尾では、共同性をもつ媒介集団が独自に掲げる評価軸のもとで、個々人の多様な活動や存在が評価され、基本的な福祉を普遍的に保障されるローカルかつグローバルな仕組み（経済・財政システム、法・規範システム、政治システム）が構想された。このような構想は、まさに経済学のモデルビルディングの伝統に基づく試みではあるものの、前提となる正義と相互性の観念が経済学的視点を大きく越え出るものであつたために、市場とは本質的に異なるものが構想されることになった。だが、はたして、このような仕組みは実際に構成できるのだろうか。最後に、その現実化に関して考察すべき課題を確認して結びに代えたい。

例えば、近年注目されている地域通貨やバウチャーは、財の特性やひとの活動に対して、競争市場メカニズムとは異なる評価の仕組みを提供する。地域共同体や企業、

の境界が可変的であるような諸集合を包含する開かれた集合体のもとに、ロールズの「万民の法」を批判的に展開しようとしている。詳細については、セン=後藤(2004)参照のこと。

NGO/NPO などの個別的な文脈における意味の相違が財や活動の評価に反映されるからである。これらは、福祉の観点からも注目される。通常、競争市場では経済的報酬を受けることのできない個人が、共同体や組織の固有な意味を反映して報酬を受けられる可能性が開かれるからだ。例えば、退職した高齢者が寝たきりである人の話し相手になる、近所の子どもたちの通学路に立って安全を確かめるなど、市場メカニズムにはのらない個人の活動に独自の評価を与え、経済的報酬につなげることができるだろう。もしこれらの仕組みが競争市場と両立可能であるとしたら、個人は、広範囲な対称性に基づく一般的評価を市場から受ける一方で、特殊な文脈に即した個別的評価を各集団から受けるという、重層的な評価の機会をもてることになる。

だが、ここに次のような疑念が生じる。はたして、競争市場のただ中で、各集団は独自の評価と分配の仕組みを保持することができるのだろうか。同品質の財やサービスが競争市場でより効率的に取引されるとしたら、集団独自の評価システムに参加する誘因はどこに求められるのだろうか。各集団のメンバーシップや境界を緩め、出入りしやすいものとしたら、はたして、集団独自の評価軸を受容し、必要に応じた分配をすることへの合意と責任を構成員に期待することができるのだろうか。さらに、各集団の評価軸を尊重しながら、集団間で資源移転をなすためには、各集団の評価軸を相互に比較する上位の評価軸が必要となるが、それは、どのように形成され、受容されると考えたらよいのだろうか。

いうまでもなく制度とは人為であるから、創ることができるかわりに、壊すこともできる。壊しながら創り替えていくことができるはずのものである。本章の目的は、ひとまずこのような期待を足場としながら、制度を構想することに留められた。以上のような諸点からその具体化を図ることが今後の課題として残される。

参考文献

- Arendt, H. *The Human Condition*, *The Human Condition*, the University of Chicago Press (志水逸雄訳『人間の条件』, 1994, 筑摩学芸文庫)
- Aristotle, *The Nicomachean Ethics*, 高田三郎訳『ニコマコス倫理学』, 『世界の大思想2』, 河出書房, 1966.
- Dworkin, R. (1981): "What is Equality? Part 2: Equality of Resources," *Philosophy & Public Affairs* 10, 283-345.
- Dworkin, R. (1987): "Liberal Community," *California Law Review*, 77, 3, (高橋秀治訳「リベラルな共同体」、現代思想, 1984, 4, 116-137)
- Dworkin, R. (2000b): *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Cambridge: Harvard University Press.

- Gutmann, A. and D. Thompson, (1996): *Democracy and disagreement*, Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Hayek, F. A. von (1960): *The Constitution of Liberty*, London: Routledge & Kegan Paul.
- Lyotard, J. (1993) 「他者の権利」(中嶋吉弘・松田まゆみ訳『人権について——オックスフォード・アムネスティ・レクチャーズ』所収, 1998, みすず書房)
- Menger, C. (1923): *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*, 2. Aufl., A. G. Wien und Leipzig, Hölder. (八木紀一郎・中村友太郎・中島芳男訳, 『一般理論経済学—遺稿による「経済学原理」第2版』, みすず書房, 1982)
- Rawls, J. (1955): “Two Concepts of Rule,” recorded on *Collected Papers* (ed. by Freeman, S., 1999, Cambridge, Harvard University Press).
- Rawls, J. (1971): *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳, 『正義論』, 紀伊国屋書店, 1979)
- Rawls, J. (1993): *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press.
- Rawls, J. (1996): *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press (reprinted paperback).
- Roemer, J. E. (1986): “Equality of Resources Implies Equality of Welfare,” *The Quarterly Journal of Economics*, pp. 751-84.
- Roemer, J. E. (1996): *Theories of Distributive Justice*, Cambridge, Mass: Harvard University Press. (木谷忍・川本隆史訳『分配的正義の理論: 経済学と倫理学の対話』, 木鐸社、2001年)
- Sen, A. K. (1997): *On Economic Inequality*, expanded edition with a substantial annex by James E. Foster and Amartya K Sen, Oxford: Clarendon Press. (鈴木興太郎・須賀晃一訳『不平等の経済学』東洋経済新報社、2000年)
- Walzer, M. (1983) *Spheres of Justice: A Defence of Pluralism and Equality*, Oxford, Martin Robertson. (山口晃訳, 『正義の領分』, 而立書房、1999)
- アマルティア・セン=後藤玲子共著『福祉と正義のダイアログ』(仮), 東大出版会, 近刊
- 有江大介『労働と正義』
- 今田高俊(2004)「ケアの論理と福祉国家」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編著『福祉の公共哲学』, 東大出版会
- 小林正弥(2004)「福祉公共哲学をめぐる方法論的対立」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編著『福祉の公共哲学』, 東大出版会
- 近藤文二(1963):『社会保険』, 岩波書店
- 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編著(2004)『福祉の公共哲学』, 東大出版会
- 新川敏光(2004)「福祉国家の改革原理」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編著『福祉の公共哲学』, 東大出版会

宮本太郎(2004)「福祉国家再編の規範的対立軸」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編
著『福祉の公共哲学』、東大出版会

リスクに抗する福祉とは

後藤玲子（国立社会保障・人口問題研究所）

1. はじめに：問題関心

ひとの生には夥しい偶然性が伴う。いま自分がこうして在り、他者がそのように在ることは、実のところ、いくつかの偶然的事象の所産にすぎないことを私たちは知っている。たしかに、金持ちであろうとも、貧乏人であろうとも、不慮の災害から逃れることはできないし、完璧にリスク対策をとったはずの金持ちの方が——ほとんどゼロに近い確率であったにも関わらず——実際には、事故に遭遇するかもしれない。だが、はたして、このような偶然性の事実は固定されがちな社会階層を揺り動かすほどの力を、これまでもちえてきたのだろうか。近年、指摘されているリスクの質的変容、その遍在化・大型化は、社会の平等化を事実として促進するのであるだろうか¹。それとも、蓄積された資産の投入と巧みなリスク・マネジメントによって、社会的・経済的な利益・不利益は温存され、社会階層化はむしろ強められていくのだろうか。

これは非常に興味深い問題ではあるものの、本章の検討課題ではない。本章の課題は、事実としてのリスクではなく、観点としてのリスクを手がかりに、福祉制度のあり方を再検討することにある。ここで観点としてのリスクとは、次の諸事実を抽出するようなものの見方をいう²。第一に、ひとは制度として確立された権利を必要としないほど——存在においても意識においても——安定した生き物ではないこと、第二に、いかなる個人も偶然的事象の発生を完全に否定することはできないという点において、互いに対称的な存在であること、第三に、とはいえ、リスクに晒されやすい人々、リスクから逃れようという合理的営みがより深刻なリスクを招いてしまうような人々が社会には存在することである。

観点としてのリスクは、社会保障制度に新たな光を投ずる。例えば、3つ目の事実は、本人の責任によってではなく、社会の責任で個人のリスクに対処する仕組みの必要性を示唆するだろう。2つ目の事実は、その必要性がいかなる個人においてもまったく他人事とは言い切れないことを指摘するだろう。そして、1つ目の事実は、そのような仕組みを制度化された権利、すなわち継時性と非人称性をもった権利として確立することの

¹ リスクの質的変容を指摘する文献は多い。例えば、Beck, 1998, Giddens, 1998, 山口光恒, 1998, 宮道潔, 1996 など参照。

² ここで観点としてのリスクという概念は、筆者のオリジナルなものであるが、それは、不確実性に関する経済学理論と社会学者の議論があまりにかけ離れていることへの驚きから生まれた。今田高俊氏、藤村正之氏らとの議論に感謝したい。

有効性を明示するだろう。かくして、福祉の制度の確立が、まさに人々自身によって広く受容される素地が整えられるからである。本章の目的は、観点としてのリスクを手がかりに、市場とは異なる論理をもった福祉制度の論拠とその受容可能性を検討することにある。

議論に先立って2点留意したい。第一は、本章が主要に関心を向ける福祉制度の概念についてである。通常、社会保障の文脈で、個々人のリスクに対処し、人々の不安を軽減する公共的な仕組みとして、想定される制度は社会保険の仕組みである。だが、そのような機能をもった仕組みは社会保険に限らない。例えば、社会的被害に対する補償制度、特定の社会的カテゴリーに対する支援制度、結果としての生活困窮に対する扶助制度など、現に被っている損害や不利益を理由に経済的給付を受給する仕組みは、それが公共的に確立されたものである限り、いずれもリスクを生きる人々の安心に資する制度であるといえるだろう。本章は、リスクに備えるという個人的行為の重要性を軽視するものではない。そのような行為はそれ自体、社会的に配慮すべき基礎的機会としたうえで、すべての個人がアクセスできる制度を用意しておくことの意義を否定するものではない。だが、それと並んで、実際に困難が生じたときにはいつでも支援がなされるような制度、個々人が予め備えていることを給付条件とはしない制度を用意しておくことが必要である³。

第二は、ここでいう観点としてのリスクは、リスクの個人化とは正反対の志向性をもつ点である⁴。近代経済学を理論的背景とするリスクの個人化は、リスクの発生確率（主観的なあるいは客観的な）やリスク選好が個々人によって異なる可能性のある点に着目したうえで、個人別な衡平性を主張する⁵。以下で両者の相違を簡単に説明しよう。

³ 保険と扶助に関する塩野谷氏の議論とここでの議論の関連を明らかにしておくことには意義があるだろう。氏は、保険と扶助は本質的に変わらないと主張する。この主張は、扶助の論理を保険の論理に回収してしまうのではという懸念をまねく。だが、氏の議論の基調には、ここでいう観点としてのリスクのアイデアがある点に留意する必要がある。裏返せば、保険が扶助との同義性をもって語られるとき、リスクに関する個人間相違の問題は捨象されている。ただし、このような方向で保険を理解しようとする際には、経済学的効率性の議論が使えなくなるだろう。後述するように、リスクの発生確率が事実としても個人別に捕捉可能になるとしたら、パレート最適解をもたらす保険制度は、扶助の論理とは異なり、例えば個人の事故率に応じて差別プレミアムを課す仕組みとして設計されることになるからである。筆者のここでのスタンスは、個人別衡平性を原理とする保険制度とは明確に異なる論理をもつ仕組みとして（森村氏が主張するように、そちらは個人の自由を尊重する制度として残したうえで）、それとは異なる論理をもった福祉制度を構想しようというものである。現実的には、これは両義的な意味を内包する社会保険を改編していくことを意味する。はたしてどのように改編したらよいかは、社会保険ごとに検討されなくてはならないだろう。当然ながら、その際には企業の役割をどう位置づけるかも考慮されなくてはならない。塩野谷、2002 参照。また、立岩、2004 森村、2003 参照のこと。

⁴ Beck, 1998 参照。

⁵ 留意すべきは、通常、経済学では、競争市場均衡においては、個々人の、事故発生した場合の所得と発生した場合の所得との限界代替率が価格比率（純保険プレミアム率：保険料と純保険金との比率）と均等になると記述的に語られるものの、市場制度は他の制度よりも望ましい、という判断を伴うとき、それは規範的意味を帯びることになる点である。なお、事故発生確率と非